

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年5月16日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300400号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年12月25日の標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月25日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から14万円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月

A社に勤務していた平成27年12月に賞与が支給されたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与に係る明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された平成27年12月賞与に係る明細書(以下「請求期間に係る明細書」という。)及び事業主の回答により、請求者は、平成27年12月25日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、請求期間に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間に係る明細書及び事業主の回答により、請求者は平成27年12月25日に14万円の賞与を支給されたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300420 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400010 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 57 年 4 月から A 社 B 支店に臨時雇用員として雇用され、C 業務に携わったが、厚生年金保険の記録を確認したところ、被保険者資格取得日が同年 5 月 1 日となっていた。請求期間である昭和 57 年 4 月においても同年 5 月以降の期間と雇用形態や勤務時間等に変更はなく、同じ業務に従事していたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の人事・厚生業務を行っている D 社及び A 社 B 支店の事業を引き継いだ E 社 F 支店に係る人事記録の管理、社会保険の届出等を行っている同社 G 支社から提出された請求者に係る「臨時雇用員履歴書」により、請求者は昭和 57 年 4 月 5 日に臨時雇用員として雇入れられ、引き続き同月において A 社 B 支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 社及び E 社 G 支社は、請求者の請求期間に係る被保険者資格取得の届出、厚生年金保険料の納付、給与の支払及び給与からの保険料控除の有無については、いずれも資料がなく不明である旨陳述している。

また、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、被保険者資格取得日は昭和 57 年 5 月 1 日であり、オンライン記録と一致している。

一方、請求者に係る「臨時雇用員履歴書」の雇用期間欄に記載された雇用期間は 1 か月ごとに期間が区切られているところ、D 社が保管する臨時雇用員等社会保険事務処理規程(*)において、「被保険者」とは、「(1) 2 箇月以上の期間を定めて使用される場合。(2) 日々雇入れられる者であって、1 箇月をこえて引き続き使用された場合。(3) 2 箇月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合。」に該当する者である旨規定されている。

また、厚生年金保険被保険者原票により請求者と同じ昭和 57 年 5 月 1 日に A 社 B 支店で

厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる10名（請求者を除く。）のうち所在が判明した5名に照会したところ、自身の雇入れ日について回答があった3名は、いずれも雇入れ日は資格取得日よりも1か月前又は数か月前であった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。